

入 札 説 明 書

件名：磯子区役所窓口案内・配布物管理業務委託

横浜市磯子区役所区政推進課

「磯子区役所窓口案内・配布物管理業務委託」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 件名

磯子区役所窓口案内・配布物管理業務委託

2 業務内容

別添 設計図書のとおり

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(地方自治法234条の3に基づく長期継続契約)

この契約は地方自治法234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、横浜市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、受託者は、本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除されたことにより、本市が本件契約を解除した場合において、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について請求することはできないものとする。また、受託者は、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があったことにより、本市が本件契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について本市に請求することはできない。

4 履行場所

磯子区総合庁舎 1 階区民ホール 横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 1 号

5 入札方法

公募型指名競争入札に付し、総価により行います。

入札書には、契約初年度に要する単年度の金額を記載します。

契約期間中の各年度の仕様内容（単価等）は同一のものとします。

6 設計図書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり回答を求める場合には、令和 7 年 2 月10日（月）17時00分までに、別紙質問書を（2）の部課に直接持参・FAX・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※FAXまたは電子メールで提出した場合は、到達について確認の電話をすること

(2) 提出先

〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 1 号

横浜市磯子区区政推進課広報相談係

電話：045(750)2335（直通）／FAX：045(750)2532

電子メール：is-kouhou@city.yokohama.lg.jp

(3) 回答

令和 7 年 2 月13日（木）17時00分までに、回答書をホームページに掲載することにより行います。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

7 入札参加資格申込

(1) 方法

入札参加資格申込希望者は、令和7年2月20日（木）17時00分までに、公募型指名競争入札参加意向申出書を（2）の部課に直接持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(2) 提出先

〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号

横浜市磯子区総務部区政推進課広報相談係

電話：045(750)2335（直通）

電子メール：is-kouhou@city.yokohama.lg.jp

(3) 指名・非指名通知

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書を、令和7年2月25日（火）までに電子メールにより通知します。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月3日（月）13時00分

(2) 場所

横浜市磯子区磯子三丁目5番1号

磯子区役所6階601会議室

9 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札書には、契約初年度に要する単年度の金額を記載します。

(3) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積ります。

入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載します。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

10 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、指名通知書を持参し、入札室に入場しようとするときに提示してください。

イ 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ 入札参加者は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ 入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市磯子区長（以下「磯子区長」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ 入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ 入札室において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札室から退去していただきます。

（２）開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

（３）再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。（１回の入札につき、入札書を２枚以上ご用意ください。）

なお、再度入札の回数は１回とします。

（４）入札の中止

磯子区長は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

（５）入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

（６）入札の無効

横浜市契約規則第19条に掲げる入札は無効とします。

11 落札者の決定

（１）横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) (2) の同価の入札をした者のうち、開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

12 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

13 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と所定の様式による契約書を取りかわします。

(2) 磯子区長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、磯子区長から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、磯子区長は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの1通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 前金払その他契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

設計書に定める部分払いの基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払います。

15 契約の条件

この契約は、令和7年度横浜市各会計予算が令和7年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定します。

16 その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 契約手続に関しての問合せ先

〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号

横浜市磯子区区政推進課 電話：045(750)2335

(3) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。